常勤職にない会員の会費減額申請書

（記入日：　　　年　　　月　　　日）　　　　　　　　　　　　日本保健医療社会学会

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 該当する方を〇で囲んでください  新規　・　継続 |
| 氏名 |  |
| 生年月日 | 年　　　　　月　　　　　日 | |
| 申請年度4月１日現在の所属機関部局および職・身分 | 部局まで記入すること  （常勤職員　・　非常勤職員）　〇で囲んでください | |
| 所属機関所在地 | 〒  Tel | |
| e-mail |  | |
| 最終学歴 |  | |
| 住所 | 〒  Tel | |

(1)申請の権利

以下のすべての条件を満たす会員がこの申請の権利を有する

・原則として、大学院（博士課程または博士後期課程）を修了または単位取得済で退学していること

・申請年度の4月1日現在で常勤職に就いていないこと

・申請しようとする年度に65歳を超えないこと

なお、常勤職にない会員には、日本学術振興会特別研究員、任期制のフルタイム職員は含まれない。

(2)減額の申請から会費納入までの流れ

申請する年度の4月末日までに学会事務局に送付すること。なお、2021年度に限り、2021年7月末日まで受け付ける。

申請書を学会事務局に送付→審査→学会事務局から本人に可否を通知→会費の納入